

平成20年度 第6回政治資金適正化委員会 議事録

(開催要領)

1. 開催日時：平成20年9月11日（木） 15時00分～17時00分
2. 場 所：総務省11階1101会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、池田隼啓、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
  - (1) 政治資金監査に関する具体的な指針について
  - (2) 登録政治資金監査人登録申請書の添付書類について
  - (3) 登録政治資金監査人の登録申請状況について
  - (4) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1 「政治資金監査に関する具体的な指針」中間とりまとめ案に対する主な意見・質問
- 資料2 政治資金規正法施行規則第14条の5第1項第5号の「政治資金適正化委員会が必要があると認めたもの」の決定について（案）
- 資料3 登録政治資金監査人の登録申請状況について
- 資料A 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）
- 資料B 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）  
～領収書等の確認に当たっての留意事項～
- 資料C 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）  
～会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項～
- 資料D 参考資料：会計帳簿の記載に当たっての留意事項
- 資料E 事務所の無償提供への対応について
- 資料F 無償提供をヒアリングの対象とした場合の具体的対応案

資料G 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）  
～政治資金監査契約締結に当たっての留意事項～

資料H 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）  
～領収書等を徴し難い事情の具体例～

資料I 政治資金監査実施要領（現場対応マニュアル）  
～政治資金監査報告書記載要領～

（本文）

【上田委員長】 ただいまから第6回政治資金適正化委員会を開催いたします。皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に先立ちまして、第4回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第4回委員会の議事録について、御異議はございますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思っております。

また、第5回委員会の議事録については、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等ありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第一の議題の政治資金監査に関する具体的な指針についてでございますが、まず、資料1の「政治資金監査に関する具体的な指針」中間とりまとめ案に対する主な意見・質問」及び関連する委員限り資料について、説明を事務局をお願いいたします。

【松崎参事官】 それでは、資料1について御説明させていただきます。

8月8日に取りまとめていただきました中間とりまとめ案につきましては、各士業団体、それから、政党に送付しまして、意見をお伺いしたところでございます。また、事実上、パブコメということで「e-Gov」というものに掲載して、広く意見を募集したところでございます。

意見としましては、個人と団体を含めて8件いただいております。これは、政党、士業団体を含めて。それで、1団体、あるいはお一人の方から複数の御意見や御質問をいただいておりますので、総計としましては59件ほどの意見・質問となっております。今回はす

べてについて回答をつくり切れれておりませんので、質問等に対する回答としてお答えするものも含めて、次回までにはすべてについて考え方を整理したいと思っております。今回、主な意見や質問としてまとめておりますのは、基本的に中間取りまとめ案の修文につながるようなものを中心として整理したものでございます。

それでは、御説明させていただきますが、資料1とあわせまして、修文を検討しておりますので、非公表資料の資料A、これは監査マニュアルの方。それから、資料Bは領収書等の確認に当たっての留意事項。資料C、資料Dとあわせて御覧いただきたいと思いません。

それでは、資料1の政治資金監査マニュアルに対しての御意見でございます。1つ目は、資料Aの2ページ目を御覧いただきたいと思いません。監査マニュアルの2ページ目のところでございますが、これは修文でございます。業務制限について、「政治資金監査業務が制限されることになる」と記述していたのですが、制限ということが一部できるかのように受け取られることもありますので、そこを「行うことができない」と明記しております。

続きまして、3ページを御覧いただきたいと思いません。3ページ目の一番下のところですが、前は、「各当事者は、それぞれの義務を果たすべく」、「政治資金監査業務を円滑に行うことが期待される」というふうになっていまして、各当事者が監査業務を行うとすると、政治団体も監査をするというふうに読めてしまうということで、ここはそう受け取られないように修文しております。

続きまして、監査マニュアルの6ページを御覧ください。6ページは意見を受けての修正ではございませんが、業務制限については法律から省令に委ねられているところがございいますから、その省令について制定しましたので、既に委員会でも御説明させていただいております省令の内容を記述しております。

続きまして、9ページを御覧いただきたいと思いません。国会議員関係政治団体の定義のところでございますが、1号団体、2号団体、みなし1号団体というのは、よりわかりやすく見出しとして出してありますほか、特に2号団体のところでございますが、これは後で政治資金課からの説明もございいますが、2号団体の定義のところ、租税特別措置法の適用を受ける団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体であるということを明確にしております。

以前、これを落としておりましたのは、法律の条文、文言上解釈すると、それが租税特別措置法第41条の18第4号に該当する政治団体とだけ書いてあって、後段の部分とは

ば同旨、同じ趣旨で書く意味がないのではないかと解釈していたのですが、適用を受ける団体だということを明確にするためにここに記述しております。

次に、資料1の2ページ目の上の意見ですが、契約を締結したものの、会計帳簿の記載や領収書等の整理状況が監査に耐えられないほどずさんである場合には、監査報告書を提出する必要はないということで、契約解除について、契約書の一定のひな形を提示されることが望ましいという御意見ですが、これにつきましては、別に資料として用意してありますが、政治資金監査実施要領として、契約の締結に当たっての留意事項において、解除について明らかにしていきたいと考えております。なお、ひな形という形では提示いたしておりません。

続きまして、監査マニュアルの13ページと資料1の2ページ目の下のところですが、ここでは「個人（政党職員）」の方としておりますが、基本的には政党の御意見ですが、機関決定していないということで個人という扱いにいたしておりますが、やはり会計帳簿に支出先の住所まで記載することが実務上過大な負担になるのではないかと。これはここでも再三御検討いただいたように、法律上そうなっておりますのでやむを得ないところですが、会計帳簿については省令にも「補助簿、日計表の類を使用してもさしつかえないこと」と書いてありますので、それらも含めて、住所について確認することを明らかにしてはどうかということをございますので、それを踏まえて監査マニュアルの13ページのところで、「会計帳簿の必要記載事項の確認に当たっては、必要に応じて、補助簿、日計表の類を含めて確認する」ということを入れております。

なお、意見の方では領収書等綴り等で確認できれば足りるものとなっておりますが、やはり領収書綴りだけの確認というのは法律からいってもなかなか難しいと考えております。

続きまして、資料1の3ページと監査マニュアルの14ページとをあわせて御覧いただきたいと思います。14ページの1つ目の○のところは、領収書等亡失等一覧表という名前をここで明らかにしておきたいと思います。これは意見を受けてではなくて、事務局の方で判断して入れております。

それから、3ページの一番上の意見ですが、これは人件費の確認の際に、人件費の対象となる者の実在性を担保するため、出勤簿等を確認することとすべきだという御意見でございますが、支出されたかどうかという支出についての確認でありますので、出勤簿等の確認ということになると、ちょっと監査の範疇を超えるのではないかと考えてそのように

書いております。

それから、中ほどの意見で、会計帳簿についての検算まで必要かという問いでございますが、会計帳簿は内部資料でもございますので、監査人の方がそこまでやる必要はないと、御意見のとおりと判断して削除しております。

なお、3ページの下の見解、今度は収支報告書にも同様に検算とか必要記載事項の確認というのが載っているのですが、そこについては、収支報告書の検算について、ここでは収入の項目も含めてやるのかという質問、それから検算の範囲を明らかにすべしということですので、次の15ページの上のところ「収支報告書（支出に係る分に限る。）」ということを明らかにしております。

続きまして、16ページを御覧いただきたいと思います。上から2行目のところは「亡失」とだけ書いておりましたので、これは徴収漏れも含めたということで、「亡失等」ではわかりにくいところがありますので、「徴収漏れ又は亡失」と改めております。

それから、2つ目の○のところ、これはヒアリングの相手方についてですが、原則として、会計責任者本人に対し行わなければならないが、特段の理由がある場合には職務代行者で差し支えないと書いてあります。これについて、この監査マニュアルと資料Cのヒアリングに当たっての留意事項にも同様の記述がございます。資料Cの3ページの一番下のところでございますが、これにつきまして、大変飛んで恐縮ですが、横長の資料1の10ページで資料Cに対する意見として出てきておまして、マニュアルの方にも同様のものがあるので、意見を踏まえて両方直そうということ。要するに御意見は「例外的に職務代行者に対するヒアリングでも差し支えない」という記述をもって会計責任者がヒアリングに出席しないことを認めるかのように受けとられるのではないかと、そういう事態となることを危惧するということでもあります。それを踏まえて、「原則として」と書いてありますので、こういうケースを全く否定するものではありませんが、あえてここまで書くことによって職務代行者というものが常に出てくるみたいなことを容認するものではないということで、ここを削除しております。

続きまして、また資料1の4ページに戻っていただきまして、監査報告書に業務制限の記載は不要ではないかという御意見でございますが、当然監査人が法律、省令に該当するときには監査できないのですが、例えば配偶者がどうであるとか、そういったところは業務制限がかかっておりますので、やはり監査報告書上はそういった業務制限には該当していないんだということを明らかにしてもらうことは必要であろうと考えておまして、こ

れは引き続き記載事項としていきたいと考えております。

そのほか、若干17ページ、18ページは赤で直しておりますが、字句の修正でございます。それは事務局の方で検討して直したものでございます。

【上田委員長】      じゃあ、一旦ここで御意見をいただきましょうか。

【松崎参事官】      じゃあ、一度ここで。

【上田委員長】      資料Aの関係で、何か御意見がございましたら。

じゃあ、Aはこれで終わったというわけじゃなくて、次のBを検討しながら、またAについてお気づきの点がありましたらそこで伺うということで。

では、次の方へ行きましょうか。

【松崎参事官】      わかりました。

【上田委員長】      いいですか。

【松崎参事官】      はい。では、資料1の5ページ、「(2) 領収書等の確認に当たっての留意事項」に対する意見でございます。資料Bとあわせて御覧いただきたいと思います。1つ目の御意見は、資料Bの1の○の3つ目でございます。領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請する主体はだれか、監査人であるかの誤解を与えないようにした方がいいのではないかとということですので、「会計責任者等において」ということをここに加えております。

それから、2つ目の御意見は、振込明細書は、支出の目的が記載されていないので領収書等には該当しないということだけ書いてあったのですが、じゃあ、どうするのかというところを補った方がいいということで、振込明細書に係る支出目的書とともに確認をするということ、御意見を踏まえて記述を入れております。

それから、これとあわせて、資料1の5ページの3つ目の意見ですが、振込明細書は領収書ではないとされているが、請求書があればいいのではないかとということですが、政治資金規正法で振込明細書については、先ほど見ていただきましたように支出目的書とあわせて領収書と同等の扱いということになっておりますので、請求書と一緒にということでは、政治資金規正法の中ではそれで確認したということとはできないということでお答えをしております。

続きまして、6ページ目を御覧いただきたいと思います。それから、資料Bの方は2ページ目でございます。意見の方は、「2つめの○」とか書いてありますが、資料をいろいろ直しているうちに順番がずれてまいりますので、ここはもともと公表した資料に沿った形

で意見が掲載されておりますので、その点は御留意いただければと思います。

3つ目の○と4つ目の○ということになりますが、3つ目の○のところで、高額領収書等のあて名に国会議員関係政治団体に対して発行されたことだと推認されない名称が記載されている場合「確認する」と書いてあって、4つ目の方は高額領収書等以外、要するに1万円以下の領収書については「指摘する」とだけ書いてある。この相違は何かということですが、ここに入れておりました趣旨は、もともと収支報告書に添付されるものとそれ以外とで点検の、1万円以下の高額領収書等以外のものについては精度の高いところまでやるのは非常に監査人にとっては負担であるということ、何かそういうものを見つけた場合にはそういうものがありますねということ指摘するということにとどめるという趣旨で書いてはあったのですが、もともと資料Bの1ページ目のところで、あて名の確認について「1件当たりの金額が1万円超の支出」についてということ書いてもでございますので、ここは1万円以下の領収書については削除していきたいと考えております。

あて名についての取り扱いは、1万円を超えるもので考え方は示しておりますので、それによって監査でどう扱われるかということは明らかにできているということ。また、監査人としては、収支報告書に添付されるものまではきちんとやっていただくということによいのではないかと考えてございます。

それから、2つ目の意見のところは、あて名に国会議員関係政治団体の名称が書いてない例として、自動車関連諸費、それから携帯電話等を挙げていたのですが、ほかにもあるということで、事務所の賃貸契約についても法人格がないので個人名ということになるのもあるという御意見をいただきましたので、そういったものも含めて、そういう契約に係る領収書等には、正式名称と異なる名称が記載されていることに留意するというのを包括的に書いております。

なお、こういった領収書についても、上の3つ目の○のところにありますように、政治団体と全く違う名前が書いてあるようであれば、それは会計責任者等に対するヒアリングでその辺の事情が確認されるということでございます。

それから、訂正等の確認の中で、「一般の大法人が発行する領収書等」というところで、一般の大法人がどういう法人か定義しろという御意見をいただいておりますが、こちらで想定しておりますのは、広くその地域において知られているような企業がコクヨの領収書を使うことはあり得ないということから、おかしいと判断できるのではないかと趣旨

ではあったのですが、その辺をどうやったら表現できるかというのに今なお悩んでおりまして、とりあえず本日のところは「企業が発行する領収書等で、市販されている領収書等を使用することが不自然である場合」としております。発行者が企業なんだけれども、それがコクヨの領収書を出すのはおかしいんじゃないかと思われるような場合には確認してくださいと、そういう趣旨ですというところで、これについてはこれでその趣旨が伝わるかどうかということでまた御意見をいただければと思います。

以上が領収書等の部分でございます。よろしいですか。

では、その次のヒアリングの資料Cについてもあわせて御説明します。資料1の7ページ、「(3) 会計責任者に対するヒアリングに当たっての留意事項」についての御意見でございますが、資料Cの1ページ目、直しておりますのは「亡失等」と書いてあるところについて、誤解のないように「徴収漏れ」というものを記入したものでございまして、これは事務局の方で検討して直したところでございます。

資料Cの2ページ目の中ほどのところでございますが、「会計帳簿への記帳については、支出の都度行っているのか、ある程度の期間ごとに行っているのか」ということの後に、「(支出の都度、会計帳簿へ記載することが望ましい。）」と書いてあったのですが、この部分だけ評価というか、そういったものが加わっているのが全体としても異質かなということと、省令様式に基づく会計帳簿へ支出の都度記載するのは非常に難しいのではないかという御意見がございましたので、そういう御意見、それから、ここだけ記述を括弧書きで入れていることがおかしいという判断もありまして、削除しております。

それから、次の意見として、ヒアリングの中に「会計責任者の交代があった場合、どのように事務引継ぎを行っているのか」ということは要らないのではないかという御意見でございますが、交代があった場合でも書類の整理・保存がきちんとなされることが重要でもありますので、その点についてあわせてここでヒアリングをしておくことは大事なことだと思っておりますので、そのまま残しております。

次の資料1の8ページ目でございますが、これは御意見として、書面監査で記載の不備があったときには、書面監査の時点で確認が行われるのではないか、監査人自身が行ってしまうのではないかということで、それをあえてヒアリングまで持ち越して、そこで会計責任者に聞くだけで終わってよいかのように受け取られるので、ヒアリング項目とすべきではないのではないかという御意見でございます。それについては削除しております。



あと、上の方のブルーの下線、それから、ブルーで入れた下から2つ目のところ、これは後ほど御説明をさせていただきます。

では、資料Cの3ページ目を御覧いただきたいと思います。これは領収書等がない場合、また、徴収漏れとかで監査に行って、実際ない場合には、領収書等亡失等一覧表を作成してもらうということにしておるのですが、その際に、ヒアリングで確認がとれたものについては認めざるを得ないと解釈してよいかという質問をいただいております。この認めざるを得ないということの意味がいま一つ判然としないところではありますが、亡失の事情がやむを得ないものであれば、徴収義務とか保存義務の責任を免れるかという問い合わせであれば、それは違うであろうということ。また、確認がとれたものを亡失等一覧から削除していいということでも、そういうことではないということ、こちらの方でこの意見を踏まえまして、もともとの文では「亡失等一覧表の提出を求め、その事情を会計責任者等に確認する」という案だったのですが、そうしますと、こういう政党からの意見のように、亡失等の事情をヒアリングで説明すると受け取られるところがあったのですが、そうではなくて、監査人としては亡失については亡失の事実だけ確認できればいいわけですので、そこについては事情を確認するというのではなくて、「提出を求めるとともに、当該経費が支出されたことの確認を会計責任者等に求める」というところにとどめた方がよいのではないかと考えまして、このように修文をしております。

それから、資料1の9ページ目でございますが、これは経常経費の案分についての確認のような質問でございますが、例えば複数の団体が同じところを使用している場合でも、契約自体は一方の事務所の方が契約の主体となって家賃を払って、同居している団体は、例えば契約している方がA団体だとすると、同居しているB団体はA団体に対して負担金を払うことによって事実上案分しているということになっているケースが多いけれども、それで問題ないかということですので、その御指摘の処理で、別にそれをヒアリングでおかしいということではないということでございます。

あと、他の政治団体の支出についてのところを修正しておりますが、この部分の書き分けの質問も別途ございまして、1つは「確認を会計責任者に求める」という書き方と、「会計責任者に確認する」という書き方、2種類ございます。どう違うんだということで、それはまさに確認の主体が会計責任者にあるのか、監査人にあるのかで書き分けているということで、そこを考えますと、この他の政治団体に対する支出のところについては、やはり確認の主体は会計責任者の方ではないかということで修正をしております。

それから、9ページの2つ目の意見ですが、これは公職選挙法等他法令に関わる事項まで確認するのは妥当なのか疑問だということですが、やはり外形上明らかに疑われる場合であっても、一切確認しないということでは信頼性が損なわれるということで確認を行うこととしておりますというお答えを返したいと考えております。

それから、その他の留意事項のところは、先ほど御説明いたしました会計責任者、ヒアリングの相手方のところでございます。これが資料Cでございます。

続きまして、資料1の11ページを御覧いただきたいと思います。10ページの意見は先ほど見ていただいたところで、11ページは、今度は会計帳簿の記載要領についてというものでございます。1つ目は、参考資料というのはどういう位置付けになるのか不明瞭だという御指摘でございます。そこで、事前に政治団体に対して適正な取り扱いを促すことで改善を図るべきであるといったこと、また、そういったことを踏まえて監査を行うことができるということで、政治団体に対して示すものということで書いております。

なお、会計帳簿の記載要領についてという表題であったのですが、表題を改めたいと考えております。会計帳簿の記載要領というのは、法律で会計帳簿の様式、記載要領については省令で定めるとあって、記載要領自体は省令に書いてあることが記載要領だということになりますので、当初記載要領としていたところだけでは、それとは別の内容を定めますので、記載に当たっての留意事項ということにしております。

それからもう1つ、御意見としては、会計帳簿や収支報告書等における支出年月日とは、経費発生日をいうのか、支払日をいうのかということですので、この留意事項の中でそれに答える記述をどこかに置きたいと考えております。

それから、11ページの3つ目の意見ですが、これは先ほどの住所の記載と同様のところもあるのですが、会計帳簿には、すべての支出について、支出を受けた者の氏名及び住所並びにその目的、金額及び年月日を記載することとなっていることから、事務が非常に煩雑になっているため、改善策を講じられたいと。この改善策の中身をどう考えるかというところもございますが、1つは法改正をするということもあるかと思えます。あとは、会計帳簿の簡便な記載といったものを考えることができるのかどうかといったこと。いろいろございますが、どういう対応が可能か検討すると。必要に応じて、ここでもこれまで議論がございましたが、建議をする必要があるのかどうかを含めて、どういったことがあるのかの検討が必要かと考えております。

最後の12ページでございますが、チェックリストを作成してくれということで、これ

につきましては既に一度御検討いただいたように、作成を進めておりますので、作成を検討しているという回答にしております。

以上でございます。

【上田委員長】 ここまでで何か御質問ございますか。御意見でも。

【牧之内委員】 ほかの方がなければ。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 まず、資料のBの2ページ、指摘は自動車関連支出とか、ここに書いてあるもの以外でも契約者となり得ない場合があるよという指摘なのですが、趣旨はよくわかりますけれども、今までは記載されていてもやむを得ないというような、いわば例外的な存在だという位置付けがされていたんですけれども、今回、こういうものはもう記載されていることに、異なる名称が記載されている、それが常態だと。そこに「留意する」というスタンスに変えておりますが、あえてこうする必要があるのかどうか。「名称が記載されていても、やむを得ないものであること」でもいいのではないかと思います、その点を教えてください。

【上田委員長】 つまり、牧之内員の御質問は留意という意味をどういうことに持たせるかということですか。

【牧之内委員】 要するに、領収書は当該政治団体あてに出すということが原則で、ただし、そうできない場合があるよというわけですから、それはいわば例外的な話だと思います。今までは、そういう場合はそれでやむを得ないという書き方をしてあったので、それを今回、そうじゃない、契約をする場合は、政治団体は法人格がないから政治団体名以外の人が契約の相手方になっているというのが常態ですということで、こうなると当該政治団体以外のあて名の領収書も、いわばそっちの方が常態かと。スタンスの置き方が逆になってしまうんじゃないかという感じを受けたものですから。だから、あえて変えられた理由は何かというお伺いです。

【上田委員長】 松崎参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 限定するほかにもいろいろあるということの御意見だったのでこう書いたのですが、おっしゃるように、それによってこの対外的に受けとめられる等が随分転換して、ものすごい緩くなったというところまで考えて記述を変えたわけではございません。緩めたいとか、そういうことではございませんので、もしこれが不適當であれば、もとの「やむを得ない」という言葉を使ってもよろしいかと。

【牧之内委員】 要するに、事務局のお考えは、もとの文章と意味は同じだと。

【松崎参事官】 極力変えない方がいいという御指摘であれば、例示だけ落として包括的にはしても、最後はやむを得ないと。

【牧之内委員】 はい。それから、続きまして、資料Cの3ページ、領収書の徴収漏れ等、支出の状況が確認できないものについては、一覧表の提出を求めるとともに、当該経費が支出されたことの確認を求めると書いてありますが、当該経費が支出されているのに領収書がないから領収書の徴収漏れや亡失の一覧表を出すのでしょうか、後段の方は意味がないというか、よくわからないことが書いてあるような感じがするんですけども。

ただ、ヒアリングなので、提出を求めるだけではヒアリングにならないということであれば、一覧表にちゃんと領収書がないものが漏れなく記載されているかどうか、それを確認するというようなことなら書けるんじゃないかと思いますが。

【上田委員長】 今回の牧之内委員の御指摘は、確認するのはどこを確認するのかということですね。

【牧之内委員】 そうですね。支出があるから亡失一覧表を出すのであって。

【上田委員長】 松崎参事官、どうぞ。

【松崎参事官】 全くおっしゃるとおりで、なかなか答えにくいところではあるのですが、「提出を求める」でとどめても足りないかなと。おっしゃるように、私どももヒアリングなので何か聞かなきゃとか、聞いているという形をとりたいと思ったのですが、ここで書いたのは、支出されたんですねという念押しぐらいのイメージだったのですが、そもそも支出したということだからこそ出てきているんだと言われると、あえてそこをしないでということになりますので、「提出を求める」とするか、今御意見いただいたように漏れがないかどうかを確認するというで。

【丹下事務局長】 ちょっと1点補足させていただいてよろしいですか。

【上田委員長】 事務局長、どうぞ。

【丹下事務局長】 3ページのところに、確認を会計責任者等に求めるという表現が幾つかあるんです。これを書いたスタンスは、要は再度念押しをして、実態がどうかを知っているのは政治団体側なので、そこが最後判断してほしいというような気持ちで書いてあるんです。

例えば、今の表現と違いますのは、4つ目の○は徴難の具体例なのですが、これは「事情を会計責任者等に確認する」になっていますよね。こっちの方は、具体的に監査人が事

情を確認することになります。ところが、それ以外の、例えば他の政治団体に対する支出であるとか、花輪、香典等々については「確認を会計責任者等に求める」となっており、一応書き分けはしているつもりでございます。

【池田委員】 私もこの当該経費が支出されたことの確認は必要だと思うんです。というのは、会計帳簿に書いてあっても領収書がないわけですよね。領収書がないから、一覧表には書いてあるんだけど、その経費が実際にそうなのかという確認をしなければ、そのまま素通りしたら何のチェックもしていないことになりませんか。

【丹下事務局長】 ええ。逆に、監査人の方が認めちゃったのかと思われてしまうのはいかななものかと考えたわけです。

【池田委員】 実態の確認が必要でしょうね。

【丹下事務局長】 つまり、実態の確認を監査人がするように思われてしまう可能性があるんです。例えば、領収書はありませんという事実に対して事情を聞いてみて、「そうですね」と会計責任者から回答が出ちゃっても、それでも大丈夫だということにはおそれくならないと思うんです。監査は外形的、定型的なものですから、そこはおそらく無理だと思うんです。ですから、もしない場合には大丈夫ですかと念押しをしてもらって、「本当にあなた、支出したんですね」という最終判断は政治団体には求めると、そういう気持ちで一応書いたつもりでございます。

【牧之内委員】 支出したんですねって、支出したからこそ一覧表に出してきているんでしょう。

【丹下事務局長】 そうです。ただ、実態の支出は本当にあったんですねと。

【牧之内委員】 実態の支出があったと考えるからこそ収支報告書の支出の欄に計上されているんでしょう。

【丹下事務局長】 ええ。ただ、監査人としては、領収書がなかったら本来は確認できないはずですよね。

【牧之内委員】 そうですね。

【丹下事務局長】 ところが、向こうは書いてきているわけです。支出がありましたと。その実態がわかるのは政治団体側しかないですね。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 私の意見を言うと、どちらでもよいというのが私の個人的な意見で、だからこそ監査を実際おやりになる3土業の代表の先生方の御意見を尊重したいというのが

結論なのですが、どういうことかという、亡失等一覧表の提出を求めるというふうになると、監査人としては一手間省けるわけですね。しかし、他方で、そこで確認をしないと、仮に帳じりを合わせるために政治団体の側で架空の支出をしたことにして、そうすると当然領収書はないわけで、そのこのところに出てきて、どう見てもこれほうそだろうというようなものが出てきたときに、求めるだけだとそれをスルーしちゃって、後々それが問題になったときに、監査人に非難が行くというような可能性もあると。そのこのところ、ここの「確認を求める」とつけておくと、うそをついていないだろうなということで念押しをします。そこでうそをついていたら、もう念押しはしたわけだから、うそをついた会計責任者の方が悪いという構成をとることができる。実際の監査人の方でこの一手間は必要であるとお考えになることもあり得るし、それは手間だからやめようというのも1つの考えであろうし、それは監査人になられ得る先生方の御意見を尊重したいと私は個人的に思います。

【小見山委員】 実際監査をする者は、ちょっとお話しさせていただきますと、亡失の一覧表というのは、おそらく会計責任者につくりなさいという義務規定のような形になっているはずなんです。そうしますと、監査に行きます、すぐに出してくださいということをお願いすると思うんです。いわゆる、終わった後にくださいじゃなくて、先にくださいと。それは、やっぱり彼らは出さざるを得ないと思う。おそらくそれをもってチェックを開始するんじゃないかと思うんです。片や領収書、片や一覧表、そして収支報告書ですので、最終的にはいただく上にチェックもしているんじゃないかなと思います。ですから、文章として、これは最後にヒアリングをしていただきましょうとなっていますが、おそらく実務的には先にいただいて、それをもとにチェックを始めていくというのじゃないかなと思います。

それを前提に考えますと、この表現の仕方は、こちらにあるものを少し変えることになるかもしれませんが、やはり支出したこと、支出したというよりも、いわゆる収支報告書の支出の欄に書かれていることを確認するという形になってくるんじゃないかと思います。だから、亡失したものは支出されたことを確認できるとすると、振り込みの領収書も関係ないですか。たしかこれは対象になるのは現金だけですね。だから、現金が支出されたかどうかの確認というのはできないですね。支出の確認という意味で。だから、その辺は御配慮いただいて、書き換えていただければよろしいんじゃないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

【牧之内委員】 私は実務的な実際のやりとりの話じゃなくて、言っていることに矛盾があるよねということと言っただけです。

【小見山委員】 わかりました。

【牧之内委員】 それは実態に合わせてもらって、必要だということであればこのままでもいいし。

【上田委員長】 だから、実務の流れを時系列に並べると理解しやすいんですけども。

【松崎参事官】 まさに念押しを会計責任者に、谷口先生がおっしゃったように、そこで念押しを求めるということで、実際裏をとるということではなくて、会計責任者の方にちゃんと、支出されたということによろしいですねということ、事情までは聞かなくて、その支出の有無、まさに「した」という言質をとるみたいなところで確認を求めるということで。

【池田委員】 結局、不正がないかどうかというチェックにもつながるわけですね。要は、これをチェックしなかったら、領収書がなければ一覧表に書いていけばそれでいいということになりますよね。実態を聞かなければそれでいいのかなという気がします。

【丹下事務局長】 実態があるかないかの最終的判断は、先ほど申しあげました政治団体側しかわからないと思うんです。ですから、監査人の立場から本当に大丈夫ですねと言ってもらって、そこで監査人側の責任を尽きると。あとは、政治団体が本当によく考えて、その支出があったのかどうかは、いわば政治団体側に責任を持ってもらうというような気持ちで書いてある文章なんですよ。

【池田委員】 それだったら、全部大丈夫だから帳簿に書いてあるわけでしょう。

【丹下事務局長】 と思うので、そうかどうかを確認するということだと思うんです。

【池田委員】 だから、領収書があっても、この領収書は本当ですかということにもなりかねない。そこまではいかないわけですから、それはわかるんです。あるものについてはいいんだけど、ないものについては、実態がどうかということを知る必要がなければ監査になりませんから。

【小見山委員】 聞いた方がいいと思います。やはり先ほどからお話しされているように、現金を出した者に対して領収書がない。それは、本来あるべきものなわけです。ですから、あるべきものがないわけですから、やっぱりこれは本当に出しましたねということは聞いていただきたいことは確かです。領収書の亡失の一覧表をもらったときは、全部一旦、あなた、これは出したんでしょうねということを知る、皆さんがおっしゃって

るのはそういう意味だと思うんです。それは確認する価値はあると思います。ヒアリングすることは。

【上田委員長】 牧之内委員、いかがですか。

【牧之内委員】 だけど、それは支出に書いてあるんだから、当然のことなんです。確認するまでもないわけですよ。向こうが出しましたと出しているんですから。

【谷口委員】 どこまで疑うかですよ。

【小見山委員】 そうですよ。

【牧之内委員】 だから、意味のあることを書いたらいいんじゃないのということです。

【小見山委員】 これは、向こうの政治団体の方たちは嫌がると思うのですが、前々からお話しさせていただいているように、我々、監査報告書を差上げると確認書というものを責任者の方からいただくんです。今回が会計責任者か、もしくは代表の方かわかりませんが、必ず監査人が自分たちの責任を限定するために書くんです。そのときに、不正はありませんよね、例えば、我々に知らせていないような事実はありませんよねというようなことを必ずいただきます。それは上場企業であろうと、どんな企業であろうと、公的な監査をしたときは必ずもらうんです。それは我々が自分の身を守るためにやるんです。もしそういうものをいただけるのであれば、その中に一言本当は入れたいという文章なのですが、先日来あまりよろしくないような御意見だったものですから、これは私としては牧之内先生がおっしゃるのもわかりますし、池田先生がおっしゃるのもよくわるんです。ただ、私はリストをいただくということ自体で、まずは本人たちがこれを支出したので、これは領収書ありませんという意味でいただいているという認識を最初するんだろうと思うんです。そのときに支出したんですということを言っているのと同じかなとは思いますが、ただ、聞いた方がいいといえ、やっぱり聞いた方がよろしいとは思いますが。

【牧之内委員】 いや、特にこだわりませんけれども。

【上田委員長】 じゃあ、これは。

【丹下事務局長】 次回まで少し考えさせてください。

【上田委員長】 次回まで、もし修文があれば。それぞれ言われることは一緒なんです。

【牧之内委員】 ほかの表現が、何か表現のしようがあるか。

【上田委員長】 表現の問題で、本当は中間に「疑問があれば」と入れたいんだけど、



書けないことだね。

では、次の点、何かありますか。池田委員、どうぞ。

【池田委員】 さかのぼりますが、資料Aの確認なのですが、資料Aの13ページ、一番下の会計帳簿の必要記載事項の確認なんですけれども、必要に応じてというふうに書いてありますけれども、いわゆる会計帳簿には氏名、住所、支出の目的、金額、年月日が必要ですね。住所のところは、例えば会計帳簿に書いていなくても補助簿とか日計表等々に書いてあればいいと解釈していいんですか。

【松崎参事官】 監査の上では、そこまで言ってもいいのではないかとということです。ぎりぎり言えば、会計帳簿の様式が省令様式のとおりきちんと備わっていて、その備考欄に住所がきちんと書いていないと法的にはどうかというところが問われるかと思うのですが、やはり会計帳簿というのは、包括的にほかのいろいろな補助簿とかも運用されている中では、どこかで住所が確認されればよろしいのではないかと。

【池田委員】 わかりました。それから、資料Dの2ページの一番下なのですが、「支出の年月日は経費発生日ではなく、支払日を原則とする」と書いていますね。例えば、経費じゃなくて固定資産を購入してローンで買ったとかいう場合はどのように記載するんでしょうか。

【上田委員長】 ローン。割賦です。例えばコピー機でもいいんです。コピー機でも、10回払いで買ったと。50万円のコピー機を10回払いで買ったという場合には。

【松崎参事官】 払ったときの記述で。

【上田委員長】 割賦金を払ったとき。

【林崎政治資金課長】 ちょっとよろしいですか。政治資金課長でございます。基本的に現金主義で物事を考えるということでこれまで個々の物事を判断してきておりまして、今のような場合であれば、実際に現金を払ったとき、その日が支払日だという扱いにしてきております。今お尋ねの件に関して言えば。

なお、今この話になりましたので若干付言させていただきますけれども、上のSuica、PASMOもそうですし、支払い方法が多様になってきておりまして、我々としては非常にぎりぎりした法律論の中でやっているんですけれども、債権が発生した時点、それについて弁済した時点とか、言い出すといろいろな組み合わせでいろいろな種類が出てきます。そういった整理は我々はしたいと思っておりますが、その上で、ぜひこちらの方でまた御議論いただいて、さはさりながら、ぎりぎりした厳密な分類どおりに、実際に支

払いをした会計責任者がこの支払い方法はこの中のどれに該当するのかというのを悩み過ぎるようではいかんだろうということもありますので、ぜひ御相談させていただき、またお知恵をお借りいただければと思っていますところ。そこは細かい詰めをさせていただきたいと思っています。

【池田委員】 はい。

【林崎政治資金課長】 あらかじめ先に金を入れて、そのお金を入れた分のカードを使って支払いをするとか、逆に買ったものについて後から支払うとか、あるいは口座にお金がない場合は貸してくれる場合もありますし、いろいろな支払い方法が出てきているものから、そこは法的に整理するところだということがあった上で、なお記載をしていくときにはこの手のグループはまとめていこうとか、そういったようなことというのはあるべきだろうと思うんです。あまり厳密に判断を個々の支払者にぎりぎり求めても無理だろうと思うんです。そういった点も含めて御相談させていただければと思います。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。谷口委員。

【谷口委員】 全くささいなことなんですけれども、Dの2ページのS u i c aやP A S M Oというところで、昔、法律の授業でやった車馬乗り入れ禁止に牛が入るかというのと同じで、いろいろなものが、関西にもI C O C Aがあつたりしますので、少しその修文をお願いします。

【丹下事務局長】 はい。

【上田委員長】 そのほかに。牧之内委員。

【牧之内委員】 そのS u i c a、P A S M Oの利用というのは前から出している方針ですか。ここに書いてあるのは。

【林崎政治資金課長】 はい。聞かれば、今言った現金主義の立場から、ここに書いてあるようなお答えをこれまではしてきております。だんだんこの手の問い合わせが増えてきて、こんなものもある、こんなものもあるというのが増えてきていまして、本当にそれを一々厳密にやるのかという、これは担当課長してはなかなか方向転換しにくいのですが、気持ちも非常によくわかるという中で、ぜひその辺、お示しした上で御議論いただければと思います。

【牧之内委員】 こういうのは、何か複雑にしないで。こんなやり方をやれと言われても、ほんと困っちゃうと思いますけどね。

【林崎政治資金課長】 ただ、例えばS u i c aは、今、切符以外にもキヨスクで売っ

ているものとか、あるいはそれ以外のものとか、いろいろ買えるんです。そうすると、例えば1つの割り切りとして、チャージしたときに「幾らチャージした」だけでいいじゃないか、どうせあとは130円、160円と使っていくんだからと。ところが、今、言ったような事情があると、今度は10万円チャージして、どこかでぼんと買い物をしたといったようなことだあってありうる訳で、結局、見えなくなっちゃうという恐れがあるんです。

【丹下事務局長】 私も以前、課長だったので同じことで悩んだんですけども、現実的にいいのかどうかは別にして、正面から問われたら、こう答えざるを得ないというのが、おそらく政治資金課の立場だと思います。

【牧之内委員】 10万円だったらどうするんだと。ただ、一々、幾ら減ったというのをそんな記録もしないし。

【林崎政治資金課長】 2,000円チャージして、130円、160円、160円、120円とか全部書くというの。

【牧之内委員】 乗車券が今日幾らだったかなんて、だれも記録していませんよね。

【上田委員長】 政治資金規正法の目的というものがあるので、ちょっとそういう意味合いが出てくると思うんですけども、小見山委員、どうですか。一般に、今、経済活動において、こういう企業会計原則ですか。

【小見山委員】 企業会計上では、これは金額が小さいものですから、今、チャージできるのは1万円ぐらいなんです。ですから、当然のことながら、今おっしゃったような形でオーケーという形は十分にあり得ます。税務上のことは池田先生の方があれでしょうから、会計上は、そういう形でオーケーにしております。

ただ、あまりにも全員が同じような形で企業でやられますと、本当は未使用の部分があるんじゃないかということで、かなり問題視化することになりますが、こういう意味のは継続的な企業というのが大前提なので、そのぐらいだったら考えなくてもよろしいでしょうということです。

ちょっと話は変わりますが、例えば商品券をお買いになる場合に、商品券は、お買いになったときに領収書をいただくのと、商品券を使ったときにまた領収書をもらうんです。現金扱いと同じなんです。商品券を買ったときは消費税はかかりませんが、商品券で物を買ったときに現金を使った形になるので、そのときまた領収書が出てくるんです。ですから、商品券を使った不正が実はかなりあるんです。商品券を買って交際費に落とし、その商品券で例えばコンピュータを買ったとかなると、また領収書が来ると。1

つのお金で、10万円とか何かで2つの領収書が出てくるというケースが実はありますので、その辺は我々は非常にシビアに考えています。

ただ、この場合は、そこまでなくてよろしいのではないかなと思います。ただ、同じように、これはあまり記録されると、こういうことがあるので、やられる方も、政治団体なんかいらっしやると、ちょっとつらいです。

【松崎参事官】 記載方法で難しいのは、収入と支出とを同時に書かなければいけないというのと、厳密に言うと、支出ごとに相手方、JRとか、住所を書くとかというのを130円ごとにやるとなると、何か簡便な方法はないのかということ、先ほどの政党からの御意見でも、何か負担が軽減できる方策はないのかというのは、そういうことも含めての問いかなということ、先ほど政治資金課長からもありましたけれども、こちらでも、原則は原則として、こういう方法もあるということ、政治団体側の負担を軽くするような会計帳簿の記載のやり方とか、監査ではそれでいいんだよということができるのかどうかということが先ほどの検討の中に含まれるものでございます。

【上田委員長】 先ほど政治資金課長がおっしゃいましたように、支払い方法とか経済取引が非常に多様化しているので、時間があつたら別の機会に検討したいと思います。

では、そのほかの点について何かございますか。牧之内委員。

【牧之内委員】 資料Dも本日の検討対象ということなんですか。

【松崎参事官】 はい。検討対象ですが、これからまた御説明する部分もございます。

【牧之内委員】 そうなんですか。

【丹下事務局長】 あわせた方がわかりやすいかと思います。

【松崎参事官】 あわせて、4もそうですが5の方も記載しておりますので、そこはまた次のところで御説明させていただきたいと思います。

【牧之内委員】 じゃあ、ちょっと意見だけ。検討に当たっての意見として、要するに収支報告の目的が何かというと、公開をして国民の批判を仰ぐということですから、一々細かい金額はどうかのこうのといつて、課税対象がどうかのこうのといったような話じゃないわけです。ですから、できるだけそのおそれが極めて薄いものは、架空計上があるとかという形で批判にさらされるおそれが全くないとは言えないけれども薄いようなものは、できるだけ簡便にしていくという、この際、その方向で検討していただきたいと思います。

【上田委員長】 はい。じゃ、よろしいですか。小見山委員。

【小見山委員】 ちょっとだけいいですか。これは、お願い事でございます、既に検

討されているということですのであれなのですが、いわゆる領収書関係のことです。私がいただいた横になっている資料1の6ページの一番下に「大法人」という名前のことがあって、前々からお話があって、今回、これを消されるということで、それはそれでよろしいと思います。

これは、資料Bの2ページ目の一番下のところです。これは、私は消されても構わないのですが、「不自然である」という言葉になっていることについて、異論があるわけではないものの、範囲があまりにも広がってくることについて懸念をちょっと持っているので、御検討していただくときに、その辺も御配慮いただきたいというお願いでございます。

【松崎参事官】 今の御意見ですと、一般の大法人のままの方が。

【小見山委員】 私は、その方がいいかなと思います。ただ、これをやっていくと、みんなが同じ質問をしてくると思います。それで答えていただければ、なるほどとわかると思うんですね。「市販されている領収書等を」という例示がありますのでね。

【松崎参事官】 ここは、まさに監査する側の方々の方々の社会通念と言うと怒られてしまうのですが、「おかしいな。こういう企業がそんなわけないよ。コクヨの領収書を使うわけないよ」というものをはねていただければと。

【小見山委員】 ただ、もう一度、読み直しますと、今、御説明いただいたことより、より以上に領収書自体をよく見て、不自然さをもっと感じろというふうになってこないかなという懸念だけでございます。

【丹下事務局長】 確かに、ちょっと「不自然」という言葉は情緒的かもしれないですね。ちょっと表現は、もう一回、考えさせてもらいます。

【小見山委員】 細かいことで申しわけないですが、よろしくお願いします。

【上田委員長】 「不自然」という言葉がちょっと。わかりやすく言うと、例えば三越さんのデパート、あの大会社がコクヨの領収書で発行するわけがないだろうと。それを文章に書くと、こんなになっちゃうと。

【小見山委員】 すみません、よろしくお願いします。

【松崎参事官】 ここは、再度検討させていただきます。

【丹下事務局長】 前回、議論になったところの説明を。

【小見山委員】 もう一つ、ちょっと。ここで確認させていただきたいのですが、質問をいただいたものにつきまして、こういう形で御修正いただいたということは、我々委員はこうやってお話を伺って、これで納得するということはよろしいのですが、質問してき

た方たちに対する公表をどういう形でなさっていく予定かをお聞かせいただけますか。

【松崎参事官】 本日お示ししたものの以外にも御意見や御質問がございますので、それらも含めて次の委員会までに全体の資料として整えまして、基本的にはパブコメ的にしておりますので、そこにお答えとして全体を載せることによって、お答えをしたという形になると思います。

一方で、各主要団体と政党については、こちらから直接御意見があればということを出しておりますので、それらの団体につきましては、同じように、個々の意見ではなくて全体としてまとめたものを「このように考えました」ということでお答えすることで、回答したという形にしたいと思っております。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。

【小見山委員】 ありがとうございます。

【上田委員長】 じゃ、先ほどの次のテーマをお願いします。

【松崎参事官】 それでは、前回御議論がございました、事務所の家賃が計上されていないケースについてどういうふうヒアリングをするかについてでございますが、資料E、資料Fを用意しております。

資料Eの方ですが、事務所の無償提供について「ヒアリングの対象としない」、又は「ヒアリングの対象とする」とあった場合、事務所の無償提供については全くヒアリングの対象としないんだということにした場合には、そういった違反が疑われるケースについて何ら指摘がないのかということ、監査制度として不十分ではないかという批判を受けるおそれがあるのではないかという問題がございます。

一方で、ヒアリングの対象としたときには、ヒアリングの対象として、一体、その後どこまで監査人としてフォローするのか。それによっては、収支報告書の訂正の問題ですとか、あるいは、それは会計責任者に委ねるとしても、その前段のところ収支報告書にきちんと記載されていないことを確認する形にならないかと。

そういったことを踏まえまして、資料Eをつくりましたのは、ヒアリングの項目として、事務所の家賃が計上されていない場合にその事情を聞くといったことだったのですが、資料Fは、事務所の無償提供ということを示さずにヒアリングの対象としているんだということを示すことはできないかということで、考え方をここに2つ掲げております。

1つは、先ほど見ていただきました会計帳簿の記載に当たっての留意事項に無償提供の記載方法を明示した上で、ヒアリングの中で概括的に留意事項に則して処理をしていると

いうことの確認を会計責任者に対して求めるということかどうかと。そのことによって、仮に後で事務所等について問題を指摘された場合でも、監査人としてはマニュアルに従って監査をしているという説明、それに対して会計責任者の方で「ちゃんとやっているんだ」という回答があったということで説明ができるのではないかとということでございます。

もう一つは、事務所の無償提供についてヒアリング事項として明示を避けるということで、既にヒアリングの留意事項の中に書いてあるところですが、「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものとする」というところで、そういう問題に気づいた場合には、そこに基づいてヒアリングをすることもあるのだということで、全くヒアリングの対象になっていないわけではないということと説明ができるのではないかとということでございます。

資料Cと資料Dを御覧いただきたいと思います。資料Cはヒアリングに当たっての留意事項、資料Dは会計帳簿の記載に当たっての留意事項です。

まず、資料Cの2ページ目でございます。仮に案1で考える場合には、例えば2ページ目の下から2つ目、ブルーで書いているところですが、「会計帳簿の記載に当たっては、「会計帳簿の記載に当たっての留意事項」に照らし、記載漏れ、記載誤りのないことの確認を会計責任者等に求める」としました。さらに、資料D「会計帳簿の記載に当たっての留意事項」の3ページ目に「5. 無償提供の記載の方法」と書いてありますが、金銭のみならず財産上の利益の供与についても寄附ということで、それも会計帳簿に記載すると。その場合には、「時価に見積った金額を寄附として収入に計上するとともに、寄附相当分を支出にも計上する」というふうに記載方法がなっていることをここに明記しまして、こういうことを政治団体に十分認識していただいた上で、監査の際にヒアリングでこのように聞くということでございます。

もう一つ、案2の方は、先ほども申しましたが、また資料Cの2ページ目に戻っていただきまして、上から2行目にヒアリング事項として3つ掲げているわけですが、そのほかに、「なお、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものである」と、この中で読み込めるのではないかと。この2つの案でございます。

資料の説明は、以上でございます。

【上田委員長】 前々から、かなり難しい問題に我々が直面しているところなんですけれども、この際、御意見がありましたら。

【小見山委員】 これは、今回、いろいろな新聞で非常にいろいろとにぎわっていることなので、こういうものに対する真剣な対応はとても大切なことだと理解しております。

さて、私どもの立場は、前々からお話しさせていただいているように、監査人に対する負荷を少しでも軽減したいというところがございます。一番懸念しておりますのは、これも前にもお話ししましたが、監査人が事務費につままして質問した折に多くの見過ごしがほかにもあるのではないかとということで、網羅性の話をさせていただいたのと同じような形が、我々が非常に怖い部分だということがございます。

今、ここで案1と案2をお示しいただきまして、いろいろ私も考えるところはあるのですが、仮に案1を採用した場合に、私どもはどういうふうに思うかと申しますと、書いてあることを聞かせていただいて、「はい、わかりました」と言って、例えば会計責任者がちゃんと処理しましたということを回答いただくと。ところが、こちらの収支報告書には仮に書いていなかったというのは、我々の方で、もう一回、確認しなくてはいけないかどうかということが次に出てくるわけなんですけれども、今のところ、ここでは、もう一回、確認しなくちゃいけないというふうには書いてありません。

ですから、この理論だけ見ますと、我々が報告書の支出を見て、その後にヒアリングによって「ちゃんと処理しましたか」と。ところが、「はい」と言ったのですが処理されていなかったといったケースを私は心配していました。そのときに、監査人は、「何だ。聞いたというふうに君は言うけれども、ちゃんとこの収支報告書に書いていないじゃないか」と言われる可能性があるので、それについては、ヒアリングをして、「はい、やりました」と言ったら、収支報告書の中の支出の欄を探さざるを得ないということになってくるんです。

ということは、次にまたステップをマスコミの人たちが上げますと、「じゃあ、自家用車とか、ほかのことについてもお聞きになったんですか」ということになってくるわけです。そのところにどんどんエスカレートしていくのはちょっと困るというか、つらいと言った方が表現はいいんでしょうけれども、そういうことを懸念しております。

したがって、案1と案2のどちらかを選べということになると、今、案1の方はそういうふうなことなので、案2であるとありがたいかなという選択肢が、失礼かもしれませんが、そういうふうを感じるところでございます。

【上田委員長】 逆に、今の御意見に対して、何かまたほかに御意見はございませんか。牧之内委員、いかがですか。



【牧之内委員】 私は、資料Dの「5.無償提供の記載の方法」について、物の本等ではこういう指導をしているわけですが、現実には、おそらくこういう処理をしている団体は皆無に等しいだろうと思います。これを書いて、「これはどういう意味ですか」と聞いてきたりしたら、その処理方法を言ってやらなければいけない。それは監査人の方もですね。そうすると、金額を幾らに見積もるのかというような非常に難しい話が出てくるわけです。

それで、そういうこともちゃんとやるんだよと、今後、指導をこういう方針で徹底していくのだというのであればいいんですけれども、そこがどうもあいまいで、ただ、こういうものを書いて、「このとおりにやりましたか」と言って、「やりました。だから、それでいいんでしょう」というような処理の仕方は、私はちょっと避けた方がいいんじゃないかと。だから、あえて言えば、「5.」は、今後の指導がこれで徹底できないのであれば、あえて記載することもやめた方がいいんじゃないかというのが私の考えです。

そもそもの問題に戻りますと、何かおかしいことに気づいたときに、それを言わないでいるというのではなくて、気づいたら言うという余地は残しておくべきだと思いますので、マニュアルや何かに文章で残すのはなかなか難しいということであれば、案2のように、「妨げない」ということで対応していただければというふうに思います。

【上田委員長】 監査人の立場からは、そういう御意見が出るんじゃないかと思います。ただ、全体的に政治資金規正法の将来像を描いた場合には、やっぱり「5.」も少しは会計責任者に知ってもらわなければいけない話なんですけれども、今、私どもは監査人の立場で監査人の責任の範囲について議論をしているので。

谷口委員、お願いします。

【谷口委員】 この案1というのは、前回の私の最後の発言を踏まえて事務局の方が考えてくださったと思っております。私としては、前回にも述べたとおり、これをやることによって監査人の責任をいかに回避するかということで考えたわけですが、今なお、それに対しても網羅性に関して御懸念があるというような御発言がございました。

案2の場合、要するに下線部分だけ残すという場合には、先ほど牧之内委員もおっしゃったとおり、仮に事務所費についてそういう処理を発見した場合にも指摘をしなくてもよいという可能性を残すわけです。あるいは気がつかなかった場合、要するに、先ほど言った観点から言うと監査人の回避の余地がないわけです。なぜ気がつかなかったのかと。あるいは、「妨げない」ですから、気がついていたにもかかわらず、どうして指摘しなかった

のかという非難が逆に監査人に対してかかってくる可能性を残すと。そういう選択を私たちはすることになります。

ですから、監査人をおやりになる側において、そういう非難が将来かかり得ることを受忍されるというのであれば、私は案2をとっても結構かと思います。ですから、網羅性と比較衡量をされた上、なお、そういうことであれば、私としては案1に固執するものではありません。

【上田委員長】 小見山委員、いかがですか。

【小見山委員】 実際に、おそらく聞くと思うんです。きちんと聞くと思うんですよ。これだけ事件になっておりました、皆さん、世間を騒がしておりますから、聞くと思います。しかも、前回もお話したように、私どもとしてみると、講習会か何かで一旦念を押してくださいということもお願いしております。そして、研修会をやるに当たっては、こういうこともヒアリングとして、当分の間、聞く項目の中に入れていただくと。ただ、マニュアルの中ではいろいろと解釈が発展してしまうために、ちょっと抑えていただくというお願い事がございますので、我々監査をする立場の者としてみれば、我々の協会の者からも「ぜひそれは聞きなさい」という形で、指導要綱のような形でやらせていただきますので、今回、網羅性というものを考えたときに、できれば外させていただければと思います。

【上田委員長】 池田委員、いかがでございますか。

【池田委員】 問題は、時価に見積もった金額が問題なんですよ。これは、金額を出さずに記載する方法はないんですか。要は、こういうことについて監査したよと。でも、時価というのは非常に難しいから、例えば欄外にそれを書くとか、そういうふうなところでとどめておくというのは、どうなのでしょう。

【丹下事務局長】 基本的には、収支報告書というのはすべて金額にあらわして記載するというのが大基本でございますので、これだけは換算しにくいから特例で換金の金額であらわさないというのは、おそらく収支報告書の原則からすると、なかなか難しいのかなというのが第一感でございます。

ですから、先ほど委員長のお話もありましたけれども、当面、監査が入って今回の対象になってくる団体は、全国に約7万ある団体のうちおそらく4,000とか5,000だと思えます。そうして、将来的な方向性として、いずれにせよ、このように持っていかなるを得ないと思えます。今さら、「いや、これは難しいので、できません」という話は、

なかなか表立って言えないと思いますので、時間の長短は別にして、どうすればこういう方向に持っていけるのかと考えた方が、生産的な議論になるのかなという気が個人的にはいたしております。

【林崎政治資金課長】 先ほど牧之内委員からもお話がありまして、こんなことを本当にみんな書いているのかということもございましたが、やっぱり大きいものは、事務所辺りは、先日の世間をにぎわした話もありますけれども、やはり注目されて、私どもにも「こういう場合は、どうしたらいいのか」という問い合わせも実際ありまして、そういうふうに関建で書いている事例も散見されるという状態です。

ただ、おっしゃるように、じゃあ、自動車だったらどうかとか、さらに物品だったらどうかとか、そこら辺になってくると、一体、どの程度、実行されているか。あまり見つかっていないとか、外部から指摘を受けていないと。したがって、結局、書かれずに終わっているということもあるのかもしれない。

今、世間で問題にされているのは、象徴的には事務所です。これはもう目に見えて、この間の件でも、7年間隣に住んでいる人がいたとかで、その人がいろいろ証言したりもしていますので、ここは逃げ場がないということで特に問題意識が高まっているところなんだろうと。そういう状況にあるということです。したがって、「全然書いていないけど、これはどうしてだろう」といった状況は、あまりうまくないのかなというふうには思います。

【上田委員長】 総務省の方には、これまで電話で「事務所経費はどうするんだ」という相談みたいなものは。

【林崎政治資金課長】 それは始終参ります。そういった中で、例えば事務所費の計上の仕方、2つの団体で使っているような場合の経費の分担はどうしたらいいとか、あるいは、2つの団体ごとにどっちがどの経費を負担することにするかという取り決めをしているような場合も、どうもあるようです。そうしますと、団体によっては、例えば光熱水費が全然出てこない団体、しかし、これはなぜかという、同じところにもう一つの団体も同居していて、「光熱水費はそっち持ちで使わせてもらっているんです」とか、そういったこともあるわけなんです。

今の家賃の問題についても同じようなことは起こり得まして、そういうことなのか、それとも、本当に現実にしっかりとしたものを使っていながら家賃を書いていないのか、あるいは、社会通念から言って家賃を払うほどの使いぶりじゃない、時々、机を貸してもらったといったような形で事務所として使わせてもらっている程度なので、社会通念から言っ

で家賃を払うほどでもないといったような場合なのか、これはわからんわけです。私どもの方から見てわかるのは、収支報告書で、とにかく例えば家賃がない団体があるとかというところまでなんです。そして、それが時々、取り上げられては大きな問題になっているということなんです。

【池田委員】 だけど、無償提供そのものがだめなことはいわけでしょう。別に違法ではないわけですよ。

【林崎政治資金課長】 私ども、家賃を取る取らないという点に関しても、申し上げているのは、「社会通念から言って家賃を払うことが相当な社会実態、使用実態にあるのであれば、それは家賃を計上していただかなければならないですね」という言い方をしているところでございます。

【池田委員】 例えば、契約で無償で貸します、借りますというふうな契約書があったときですよ。

【林崎政治資金課長】 それは、使用貸借という契約の一形態があつて、あれは無償ですが、規正法上は寄附に当たりますので、規正法上は、今、ここに書いてあるような形で計上してもらわなければならないわけです。

【池田委員】 ところが、その時価を算定するのは、もちろん会計責任者がやるわけなんでしょうけれども、その適正性については監査人は別にとやかく言わない。ですから、計上しているかどうかだけの話なんですよ。

【林崎政治資金課長】 私どもの方に、例えば新聞記者さん等から問い合わせが来たときに、例えば「12万円という家賃は高い。あそこら辺だと11万円だから1万円高い」とか、そういう議論にはあまりならないんです。大体は、10万円ちょっと払っていて、「あの辺だったらそうだね」とか、これが50万円だったらいくら何でも高過ぎるとか、1万円だったら安過ぎるとか、そんな感覚で、皆さん、とらえておられる。ぎりぎりした時価が幾らなのかというところは、あまり追及されてはいないだろうと思うんです。

【池田委員】 だから、両建てということは収支計算したらゼロになるわけですからね。

【林崎政治資金課長】 現金としては何も動いていないものですから。

【池田委員】 動いていないわけですがけれども、金額をすることによって、もらった人の課税が発生しますよね。

【林崎政治資金課長】 そこは税法と規正法との関係なのですが、規正法の場合は寄附についてルールがありますので、その寄附のルールをはめていくときに、そういったもの

が内数としてカウントされてまいりますので、それと税で所得が発生しているかどうかと  
いったようなこととは必ずしも結びつかないのかなとは思うんです。

【池田委員】 だから、例えば時価が非常に算定しにくいから、暫定的な価格、例えば  
備忘価格で、1円でもいいから、両建て1円、1円にすると。そうしたら収支はゼロにな  
りますよね。

【林崎政治資金課長】 はい。

【小見山委員】 それはだめなんですよ。政治資金規正法上は、だめなんです。1円じ  
ゃ、だめなんですね。

【池田委員】 だから、寄附金の場合はなんでしょう。

【林崎政治資金課長】 ええ、規正法は時価で評価してくださいと。

【小見山委員】 時価なんですよ。

【池田委員】 だから、税を度外視してという話であれば、帳面の体裁を整えるなら、  
それでもいいんじゃないですか。

【牧之内委員】 いや、帳面の体裁を整えるんじゃなくて、企業からもらっちゃいけな  
いとか、個人から幾らまでとか、寄附収入の制限がありますよね。そういうところに生き  
てくるわけです。だから、収支報告書に書いてあるか書いていないかというのは、何ら問  
題にならないわけですよ。

【池田委員】 そうすると、やっぱり時価というものを算定せないかんわけですか。

【牧之内委員】 いや、ただ、法律上は、すべての収入、支出を収支報告書に書きな  
さいと書いてあるから、今のようなこういう取り扱いにせざるを得ないということになっ  
ているわけです。だから、法律をちゃんとやっていけばこういうことになるし、時価もち  
ゃんと正当に評価して両方に上げなきゃいかんということになるわけですけれども、それ  
を監査の場まで持ち上げると、「じゃあ、その時価の計算、どうするのか」というような非常  
に細かな話になってきて、本当に指導が徹底できるのかというのを少し懸念するんです。

【池田委員】 だから、上がっていないから上げなさいよという指導にとどめたらどう  
なるんでしょうか。

【牧之内委員】 まあ、それはありますね。

【池田委員】 それ以上、踏み込めないという。

【牧之内委員】 だから、そこらの方針をちゃんとした上でないと、非常にあいまいも  
ことした形でやって、結局、制度、仕組みはあるけれども云々という。そのところが、

今、池田委員が言われたように、もう金額は関係ない、そこまでの指導はしないんだ、とにかく両方に計上するという指導だけをちゃんとするんだ、そこを確認するんだということで了解ができるならいいんですけども、政治資金課としても、それはちょっと言えないんでしょうね。

【林崎政治資金課長】 例えば、今、ここで「事務所、自動車、労務、物品の無償提供」と、これは確かにこのとおりなんですけれども、細々した物品とか、持ってきたやつが本当にこういう認識をみんな持ってもらって書いているかというところ。

【牧之内委員】 持っていませんよ。

【林崎政治資金課長】 なかなかそこまでは。事務費はみんなびくびくしますので、家賃とかこの辺は気にしていると思うのですが、同じ論理を貫徹していったときの末端部分というのは、なかなかしんどいかなという気はしますけどね。

【牧之内委員】 とはいえ、〇の一番最後の「提供したときに、それを計上しろ」というね。むしろ、これを入れても差し支えない、これで行くんだという方針を立てられた事務局の方は、今のような問題が出てきたときには、どう対応するという考えなんですか。

【丹下事務局長】 これは、政治資金課の方もなかなか言いづらいことなので、私は以前、課長をやっていたということもあり、その経験から申し上げますと、2つあります。

1つは、規正法上の解釈として、本当にどこまで法律の解釈権としてできるんだという問題があると思うんです。この解釈は相当細かいですよ。本当にそこまで解釈し得るのかどうか。省令や政令などの文書でないルールでどこまで解釈が可能かという問題があります。

もう1つは、これはあくまで政治活動の自由がございまして、どこまで実効性を持って政治団体にお願ひできるのか、指導権限があるのかというこの2つの問題があるかと思うんです。

過去何十年間、それで政治資金課は悩んできて、「来たものには答えるけれども、それ以上はわかりません。あとは自由に解釈してやってください」と、こういう仕組みになってきたんです。おそらく今回の制度設計によって、第三者委員会ができた1つの目的は、そういう空白部をできるだけ埋められるところは埋めてほしいと、おそらくそういう思いもあったのではないかと考えております。

それから、ちょっと今、政治資金課とも相談しているんですけども、コアな部分で、例えば規正法上でここまでは自分たちの解釈権で可能で、国会から質問が来てもメディア

から質問が来ても大丈夫だと言えるところはそっちの方で解釈していただいて、それ以外のところは、我々の委員会にも事務所掌の権限がございますので、それに関連するところは我々の職務に位置付けて、その実効性を担保する、すなわち、第三者委員会として各政党あるいは政治団体に呼びかけるというやり方も一つあるのかなど。これは少し、今後、法制的にも詰めてまいりたいと思っております。

【上田委員長】 この問題は重い問題ですから、また次回までに。

【丹下事務局長】 1つだけ加えさせていただくと、案1にも案2にも両方とも成り立つと思うのですが、実際にトラブルが起こった場合に、どちらが制度にとってフェータルな影響を与えるのかというアプローチが大事なかなどと思っています。

例えば案1的な考え方ですと、きっと聞いた個々の監査人さんがいわば信頼を失う可能性があります。一方、案2の方でやると、制度全体が信頼されなくなる可能性がある。「どっちが少しましなのか」という言い方はおかしいんですけども、「より選び得るのはいずれか」ということも含めて、次回まで少し検討させていただきたいと考えております。

【上田委員長】 じゃ、参事官。

【松崎参事官】 残された資料の「非公表資料」の資料G、資料H、資料Iですが、これは現場対応マニュアルとして、1つは「政治資金監査契約締結に当たっての留意事項」として、こういった項目が挙げられるのではないかとこのものをまとめております。また資料Hは、「領収書等を徴し難い事情の具体例」、政治団体の方がいろいろ書いてくる可能性があるのですが、それをどういうふうに監査する現場で判断するかということで、その参考としていただくためのものとして作成しております。

資料Iは監査報告書の記載要領としておりますが、2ページ目以下は、これまでも見ていただいた記載例を2ページから7ページまでつけておりまして、この部分は変わっておりません。1ページ目に、どういうふうを書くかが書いてあります。なお、最後の8ページ目に、先ほどもちょっと御議論がありました「領収書等亡失等一覧表」の様式として、会計帳簿の様式を踏まえて、このくらいが考えられるのではないかとこのことをございます。なお、会計帳簿の様式と比較しますと、本当は「支出を受けた者の氏名」の右に備考欄があって、備考欄に住所を書くというのがあるのですが、この一覧まで住所を書けというのと、おそらく大変なことになろうかと思っておりますので、あえてそこを除いたことで、それがなくても会計帳簿との突き合わせができるものとして、こういった案でいかがかというものでございます。

これらの資料につきましては、次回までに個別に御意見等を伺って、修正すべきところは修正した上で、また御議論いただければと考えております。

それでは、次の議題に行かせていただいでよろしいでしょうか。

【上田委員長】 じゃ、次の議題の方もお願いします。

【松崎参事官】 それでは、今度は登録政治資金監査人の登録の実務に関連して、1つ、御決定をいただきたいものとしてお示ししているものでございます。

資料2でございます。施行規則第14条の5第1項第5号で定めていただきたいというのですが、これは外国人の方が登録の申請をしてくる場合の添付書類についてでございます。

省令によると、戸籍抄本、住民票の写しということになるのですが、外国人の方は、これらの書類が用意できないということで、それらに代わるものとして、外国人登録原票の写し、又は登録原票記載事項証明書を提出していただくことで登録事務を進めていきたいと考えております。なお、この取り扱いは、それぞれ3士業の方でもそのように取り扱っているということで、同様の取り扱いにしたいと考えております。

資料2は、以上でございます。

【上田委員長】 これはよろしいですね。公認会計士さんの方も日弁連の方も、私は税理士さんはちょっと承知していませんけれども、一緒だと思いますので。

【池田委員】 一緒です。

【上田委員長】 これはよろしいですね。

【松崎参事官】 続きまして、資料3の登録申請状況でございます。これは数字だけですが、昨日までの時点で405件の登録申請を受け付けております。なお、申請書の形式的な確認、不備とか、そういうチェックをいろいろ行っておりますので、まだ登録までは至っておりません。できるだけ速やかに、受け付けしたものについて登録をしていきたいと考えております。

以上でございます。

【上田委員長】 士業別のあれはわかりますか。

【松崎参事官】 405件の内訳は、弁護士5、公認会計士69、税理士331となっております。

【上田委員長】 ありがとうございます。

【松崎参事官】 なお、この税理士の方が公認会計士の資格をお持ちかどうかまではわ



かっておりません。これは、資格の証明をどちらが発行したか、どちらを添付してこられたかで公認会計士か税理士かで振り分けております。ですから、比率にしますと80%を超える数字が税理士の方となっております。

【上田委員長】　　じゃ、大分時間がたってまいりましたので、以上の資料の取り扱いにつきまして、事務局から御説明をお願いします。

【丹下事務局長】　　本日は熱心に御議論を賜りまして、ありがとうございます。本日御議論いただきました中間取りまとめに対する、政党、各種業界団体、あるいは個人からの御意見につきましては、本日の御意見も踏まえまして、修正すべき部分につきましては修正して、次回にまた御覧いただきたいと考えております。

また、本日いただきました宿題の中には重いものもございますけれども、できるだけ次回に、ある程度概括的な取りまとめをできるように、今回は10月6日でございますけれども、そのときには政治資金監査に関する具体的な指針を決定できる方向で努力してまいりたいと考えているところでございます。

【上田委員長】　　本日の議題は以上でございますけれども、そのほかの事項につきまして、事務局から何かございますか。

【松崎参事官】　　それでは、幾つかございますので、資料を別にお配りさせていただきたいと思えます。

【林崎政治資金課長】　　政治資金課長でございますが、政治資金課の方から何点か御報告を申し上げたいと思えます。

まずは、私ども総務省省令事項となっております政治資金監査報告書の様式及び登録政治資金監査人の研修に関する事項についてでございますが、今までの御議論等を踏まえまして、今後、省令を定めてまいりたいと考えております。現段階の案は、今、お手元にお配りさせていただいたものであります。

別紙1が政治資金監査報告書の様式ということで、表題以下、監査人さんのお名前、印、登録番号等々、これまでの議論を踏まえて、様式をこのようにしてまいりたいと考えております。

1点、付言いたしますと、備考欄の2のところでございますけれども、「登録政治資金監査人」欄は、監査人さん御本人が自署し、かつ自己の印を押すことということにしております。私どもの政治資金規正法の中で、自署かつ押印というのは実はなくて、記名押印又は自署といったものが多いわけでございますが、今回、新たな制度の中で、監査というこ

とで3士業の力をお借りしてやるという新しい仕組みが設けられた中で、自署かつ押印にすべきということをごさいます、そのようにさせていただきたいと。なお、政党助成法の監査につきましても、この部分につきましてもは自署かつ押印、これと同じような形になっているわけをごさいます。

それから、別紙2の方は研修をごさいます、どの程度、総務省令で研修につきましても定めておくかということをごさいます。いろいろ他省庁の研修事例、省令の規定ぶりなども参考にいたしまして、このような内容で省令を定めていこうと考えてごさいます。

法で定める研修は、登録政治資金監査人として必要な専門知識を修得させることを目的として行われること、政治資金監査研修は、政治資金監査に関する専門的知識の修得に係るものをその主たる内容とし、政治資金の制度に関する専門的知識及び政治資金監査に関する具体的な指針その他の登録政治資金監査人として必要な専門的知識の修得に係るものをその内容に含むこととする等々をごさいます。

あと、もう一点、Q&Aの最新版を今お配りいたしました。いよいよ10月1日からスタートする国会議員関係政治団体の届け出をごさいますけれども、そういう時期を迎えまして、いろいろ問い合わせも増えてきております。これまで世にお示ししたQ&Aの中で、若干修正が必要なもの、それから、新たにはっきりしておかなければならない部分等を補ったものをごさいます。

特に、Q9のところをお開きいただきたいと思います。2号団体につきましても、立法者意思といったようなことを検証の上、A2でありますけれども、「該当性については、具体的には、従前から届出事項となっている寄附金控除制度の適用を受ける旨の届出をするかどうかにより判断されることとなります」といった点を明確にして、これまでの扱いを若干修正しております。

同じくQ13をごさいますけれども、いろいろお聞きしますと、国会議員の資金管理団体で、かつ寄附金控除の適用を受ける団体といったものが多いようをごさいます、そういった場合、1号団体、2号団体、両方の定義に該当する場合の手續ということでありま。内部でも、できるだけ簡素なやり方が可能ではないのかといった観点からも検討はしたんですけれども、もろもろの取り扱いを考えますと、1号団体、2号団体、両方に該当する場合はそれぞれの手續をやっていただく必要があるという結論に達しまして、その旨を記載しているところをごさいます。

A3を御覧いただきますと、「1号団体に係る届出事項と2号団体に係る届出事項をそ

れぞれ記載した異動届」、さらに2号団体としての通知を添付いただくということで取り扱いをしてまいりたいと考えております。

以上、御報告であります。

【松崎参事官】 私の方から、すみません。

もう一枚、研修の開催についての御案内ということで用意しております。今年の研修につきまして、12月に東京と大阪で開催したいということで、日にちと時間、場所をこのように押さえております。また、登録の申請がどんどん出てくる中では、研修をいつどこでやるのかという問い合わせが非常に多うございますので、この案内をホームページに掲載するとともに、問い合わせがあったときには、まず今年はこの2回を今のところ予定していると、さらに今年度中、1月以降については、決定次第またこちらにも御報告して周知を図っていきたいと考えております。なお、平成21年度については、さらに研修の実施を各地で行うべく予算要求などを今進めているところでございます。

最後に研修手数料でございますが、前におおむね5,000円程度を念頭において財務省と協議を進めたいと申し上げたかと思うのですが、財務省との協議の中で、研修の経費についてどこまでの経費を盛り込むかということでいろいろ御意見をいただいて、その結果、現時点では6,000円から7,000円程度になるのではないかという状況にございますので、あわせて御報告させていただきたいと思っております。

【小見山委員】 ちょっとよろしいですか。ちょっとお願い事なのですが、会計士の方にまでたくさん登録させたいものですから、我々、CPEといって継続研修制度があって、これをやらないと仕事ができないものですから、義務化になっております。こちらは3時間なのですが、認定研修という形になりますので、今、これを受けたら認定させるように取り計らっているのですが、ひょっとしたら、またそちらの方にも私どものCPE担当からいろいろお願い事をするかもしれませんが、ひとつ、よろしく申し上げます。

【上田委員長】 よろしゅうございますか。

【丹下事務局長】 関連して、1点だけよろしいですか。登録申請も開始から10日余りで400名を超え、堅調な伸びを示しております。これは各士業会の方々の御努力のおかげと、ここで改めて感謝申し上げたいと思っております。

ただ、ちょっと内訳を見ていると、47県のうち空白県がまだ8県あるんです。全国300選挙区がございますので、各士業会におかれましては、空白県の先生方を中心に、これからも御推薦、御指導を賜ればありがたいと、この場を借りてお願い申し上げたい

と思います。

【上田委員長】 それでは、次回の委員会の開催等につきまして、事務局から御説明をお願いします。

【松崎参事官】 幾つか御連絡いたします。

本日の委員会の審議状況につきましては、この委員会終了後、事務局長から記者会見をする予定でございます。また、本日の資料につきましても、資料1、資料2、資料3につきましては、その場で配付する予定でございます。また、本日の議事要旨につきましては、お伺いしている御連絡先に明日の夕方頃には御連絡をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

次回の委員会でございますが、日程調整をさせていただきました結果、10月6日の午前11時からということで、いつも午後であったのですが、今度は午前からお昼にかかりますので、昼食を御用意させていただいた上で11時からということでお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【上田委員長】 以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了いたします。本日は、長時間にわたりまして大変御熱心に御審議いただき、ありがとうございました。